

## 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について

(令和元年12月20日付け元消安第4136号農林水産省消費・安全局長通知)

### 第1 都道府県による指導及び助言、勧告、命令等

- 1 家畜防疫員は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等の結果、家畜の所有者の不遵守を確認した場合には、遅滞なく、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うことを文書にて指導する。  
また、5に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。
- 2 家畜防疫員は、法第12条の5に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう指導及び助言を行う。指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて指導及び助言する。また、5に定める期間経過後、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。
- 3 2により法第12条の5に基づく指導及び助言をした場合において、5に定める期間内に家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、法第12条の6第1項に基づき、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告する。  
勧告に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書にて勧告する。  
また、5に定める期間経過後、速やかに、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。
- 4 3の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第12条の6第2項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令する。  
また、当該期間経過後、速やかに、勧告に係る措置がとられていることを確認すること。
- 5 1から4の場合の確認を行うまでの期間は、必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されるために必要と客観的に認められる期間とする。3及び4の場合の確認を行うまでの期間は、原則として2週間とし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、2週間以内に改善することが困難と認められ

る場合には、不遵守の内容に応じた合理的な期間を定めることとする。

- 6 上記の場合の改善状況の確認は、法第 51 条に基づく立入検査等その他都道府県知事が適切と認める方法による。また、3 及び 4 の場合の改善状況の確認は、法第 51 条に基づく立入検査等による。

## 第 2 畜産物を含む食品残さの適切な処理

偶蹄類の肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さの処理は、次に掲げるいずれかの方法による。ただし、当該食品残さの原材料が既に同等の条件で処理され、その後、汚染のおそれのない工程を経て給与されていることが確認される場合には、この限りでない。

- 1 70℃、30 分以上の加熱処理
- 2 80℃、3 分以上の加熱処理

## 第 3 野生動物対策に係る連携・協力体制の整備

特に発生時には、野生いのししを介したウイルスの拡散防止対策及び野生いのししにおけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局及び野生生物担当部局等を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

## 第 4 抗体保有状況調査

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく種畜検査が実施される豚以外の豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）について実施する抗体保有状況調査は、以下を参考に年間の調査頭数を計画し、定期的に調査を実施する。

- 1 調査対象となる豚等は、ワクチン非接種農場で飼養されている全ての豚等とし、調査農場及び調査対象となる豚等は、無作為に抽出する。
- 2 95%の信頼度で 5%の感染を摘発できる数については、次に掲げる表により年間の抽出戸数を決定する。

都道府県内農場戸数	抽出戸数
1～18 戸	全戸
19～25 戸	19 戸
26～34 戸	26 戸
35～49 戸	35 戸
50～100 戸	45 戸
101 戸以上	55 戸

- 3 採材を行う豚等の頭数の決定に当たっては、各家畜保健衛生所が管轄する区域

内の農場等豚等を飼養している施設の戸数に応じて家畜保健衛生所ごとに抽出戸数を定め、1施設当たり少なくとも30頭（各豚舎から少なくとも5頭）を無作為に抽出する。ただし、30頭以下の飼養規模の施設の場合には、全頭を採材の対象とする。

- 4 採血する際は、後日、採血した個体が識別できるように、当該豚等をスプレーでマークする等の措置を講じる。

## 第5 種豚の抗体保有状況調査

種豚の抗体保有状況調査において、種畜検査が実施される豚については、当該種畜検査で実施された抗体検査の結果に代えても差し支えない。

## 第6 病性鑑定材料を用いた調査における豚コレラの検査方法

豚等の病性鑑定材料を用いた調査における検査方法は以下のとおりとし、実施に当たっては、別紙1「豚コレラの診断マニュアル」を参考とする。

- 1 抗原検査  
PCR検査、蛍光抗体法及びウイルス分離
- 2 血清抗体検査  
エライザ法又は中和試験

## 第7 野生いのししの豚コレラ検査に用いる検体及び方法

原則として、捕獲いのししの場合は血清、死亡いのししの場合は血清（血液を採取できた場合に限る。）、脾臓、腎臓又は扁桃を用いてPCR検査を実施すること。また、血液が採取できた場合は、可能な限り、血清を用いてエライザ検査を実施すること。なお、実施に当たっては、実験室内における交差汚染防止対策を徹底の上、別紙1「豚コレラの診断マニュアル」に準じて実施する。

## 第8 野生いのししに対する経口ワクチンの散布

農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）は、経口ワクチンの散布を計画的かつ効果的に実施するため、野生いのししの専門家等の意見を踏まえ、散布に当たり「豚コレラ経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」を策定する。また、都道府県は、当該指針を踏まえ、散布を実施する。

## 第9 ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、防疫指針第3-3の2（1）のワクチン接種推奨地域を設定した場合は、関係する都道府県宛て別途通知する。また、防疫指針第3-3の3の（2）によりワクチン接種推奨地域の見直しを行った際も、同様とする。

## 第10 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

都道府県は、ワクチン接種プログラムを作成する場合は、次の内容を踏まえて別記様式1により作成する。また、当該プログラムは少なくとも半年ごとに更新する。

### 1 接種命令の対象とする区域の範囲及び当該区域の設定の考え方

法第6条の命令の対象となる区域は、防疫指針第3-3のワクチン接種プログラムの対象区域となるが、当該対象区域については、接種区域と非接種区域が混在しないよう面的に接種するよう設定し、野生いのししの感染が認められる都道府県内の一部を接種区域として設定する場合、豚等の飼養場所の密度が高い地域を分断する区域の設定を行うことは避け、対象区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

### 2 接種開始時期及び初回接種の終了予定時期

初回接種終了予定時期は、都道府県内の接種対象区域のすべての農場で1回目の接種が終了する予定時期とする。

### 3 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み

接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込みは、ワクチン接種プログラムの開始年にあっては、プログラム開始時から年度末まで、それ以降の年は年度当初から年度末までの接種見込み頭数及び必要となるワクチンの数量を1か月毎に見積もることとする。

### 4 接種区域内における農場のワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保を含む。）

接種対象区域におけるワクチン接種の進め方については、農場毎の接種予定が明らかになるよう計画し、新たに出産した豚へのワクチン接種は、ワクチンの用法・用量に従い計画的に実施するものとする。また、従事する家畜防疫員の人数については、県内及び他県への依頼ごとに区分し、明示するものとする。

### 5 法第7条に基づく標識の方法

接種豚については、農場内では台帳で把握することで差し支えないが、農場から移動する際には、法第7条及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第13条に基づき、英字の「V」を接種豚の背中に記すこととされており、これを確実に実施する。また、接種対象区域以外の農場等で当該標識を付した豚等を確認した場合には、当該豚等を確認した者は、直ちに、家畜保健衛生所に連絡し、連絡を受けた家畜保健衛生所は、当該豚の導入の経緯等を確認するとともに、防疫指針第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合として当該豚等を監視対象として対応する。

## 6 接種農場の出荷先となると畜場

法第6条の命令の対象の区域を定めるに当たっては、都道府県は予め、当該区域内における飼養頭数、飼養農場の豚の移動先（出荷農場、出荷先のと畜場）の把握を行うこととする。その際、接種区域内の豚の移動先に、接種区域外のと畜場が含まれる場合には、出荷元となる都道府県は、と畜場の所在する都道府県に交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

## 7 ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

予防的ワクチン接種を行う都道府県は、都道府県の状況に応じたワクチン接種に係る正確な情報提供を行うこととし、生産者団体等へのワクチン接種に関する説明会の実施、都道府県のウェブサイトの活用、パンフレットの作成・配付、都道府県の広報誌の活用等について明示する。また、生産者や獣医師に対し、説明会等を開催し、ワクチンの正しい使用法やワクチンの性能等について説明し、接種後に必要となる措置について明示する。

## 8 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制

接種区域における遵守事項の実施の担保する体制については、家畜防疫員がワクチン接種の際に確認する遵守事項、豚等の移動等に際して確認する遵守事項の内容等について明示する。

## 9 その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

ワクチン接種に当たり講じる措置の内容として、防疫指針第3-3の6(1)のワクチン接種の有効性等の確認、その他講じる措置について明示するものとする。

## 第11 接種推奨地域の見直し及び都道府県による設定の見直し

都道府県によるワクチン接種の区域の設定の見直しは、農林水産省により設定されるワクチン接種推奨地域が、当該都道府県の一部に限られた場合又は当該都道府県がワクチン接種推奨地域から外れた場合に適用される。

## 第12 高度な隔離・監視下にある豚等の要件について

都道府県は、ワクチン接種区域内に所在する施設のうち、次の要件を満たしている場合は、動物衛生課と協議の上で、高度な隔離・監視下にある豚等として、ワクチンの接種対象から除外することができる。

なお、当該施設は試験・研究用に供する豚のみを生産しており、当該施設から試験・研究用の施設以外に豚が移動しないことを確認することとする。

### 1 施設及び衛生管理の要件

都道府県は、当該施設及び衛生管理について、動物衛生課と連携し、原則とし

て、当該施設に立入り、また、書面及び画像等により状況を確認すること。

(1) 主な施設の要件

- ① フィルターを備えた空調・換気設備が整備され、閉鎖系の施設であること。
- ② 豚等を飼養している区域が周囲より陽圧の環境であること。
- ③ 資材、器具等を搬入する際に使用するパスボックスが整備されていること。
- ④ 豚等の飼養場所及び豚舎間を移動する際には、外部と接触しない構造・体制となっており、人・資材・野生動物等による病原体の侵入防止対策を徹底していること。
- ⑤ 施設の出入口に車両消毒設備が整備されていること。
- ⑥ シャワー室が整備されていること。
- ⑦ 豚等の死体の処理施設（焼却施設や保管庫を含む。）が整備されていること。
- ⑧ 糞尿処理施設（たい肥舎を含む。）が整備されていること。
- ⑨ 当該施設専用の資材・重機等が整備されていること。
- ⑩ 導入豚の隔離施設が整備されていること（導入がない場合を除く。）。
- ⑪ 施設のバイオセキュリティが維持されるよう、施設の定期的な点検及び必要に応じた補修を実施し、これらの実施内容が記録・保管されていること。

(2) 主な飼養衛生管理等の要件

- ① 試験・研究用の豚のみを飼養しており、他の用途の豚を飼養していないこと。
- ② 施設への入退場の手順、豚を飼養している区域への入退室の手順、物品搬入時の手順等について、それぞれ標準作業手順書（SOP）を作成し、従業員の遵守・指導が適切に実施されていること。また、それら作業について記録されていること。
- ③ 施設内に入る者は専用の作業服、長靴、資材等を使用していること。
- ④ 関係者以外の者が衛生管理区域に侵入しないこと。
- ⑤ 施設内への入退場について、シャワーイン・シャワーアウトが徹底されていること。
- ⑥ 飼養に携わる者（管理者を含む。）が畜産関連施設に立ち入っていないこと。
- ⑦ 飼料の供給の際、飼料会社の従業員等が衛生管理区域内に直接侵入しないこと。
- ⑧ 飼料について、滅菌されていること又は病原体が含まれていないことが確認されていること。
- ⑨ 豚等に給与する水は、消毒されていること又は病原体が含まれないことが確認されていること。
- ⑩ 豚等の死体は、専用施設で適切に処理され、同居豚や野生動物と接触しな

いことが確認されていること。

- ⑪ 糞尿が、専用の施設で適切に処理され、野生動物との接触がないことが確認されていること。
- ⑫ ワクチン接種区域からの豚等の導入がされていないこと（ワクチン接種区域内の高度な隔離・監視下にある豚等を除く。）。

## 2 定期的な検査の要件

飼養されている豚を定期的にモニタリング検査し、その結果について記録・保管していること。

### (1) 検査方法

3か月に1回、臨床検査、PCR検査及びエライザ検査を実施する。

### (2) 検体及び検体数

検体は血清とする。

検体数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる頭数として、少なくとも30頭以上（ただし、各豚舎から5頭以上を無作為に抽出すること。）とする。

## 3 確認事項

次のとおり、移動先の施設において厳格な交差汚染防止対策が実施されていることを確認する。

- (1) 移動先の施設が、試験・研究用の豚のみを飼養しており、他の用途の豚を飼養していないこと。
- (2) 移動先の施設に豚を搬入する際に、車両消毒等の交差汚染防止対策が徹底されていること。
- (3) 移動先の施設で利用した豚は、焼却等によりウイルスが完全に死滅されていること。
- (4) 焼却後の残さは医療用廃棄物又は産業廃棄物として処理され、豚等の飼料等にならないよう適切に処理されていること。

## 第13 豚コレラワクチンの用法・用量について

豚コレラワクチンは用法・用量に従い使用すること。

また、繁殖豚、種雄豚（候補豚を含む）等6か月以上飼養する豚等については、初回接種から6か月後に1回、その後は1年に1回追加接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大4回とすることが推奨されている。

なお、移行抗体の影響を踏まえワクチンを接種しなかった哺乳豚は、当該哺乳豚の母豚を除くその他のワクチン接種豚等との接触をさけ、次のワクチン接種の際に、必ず接種すること。

## 第14 初回接種の例外について

### 1 ワクチン接種の除外について

初回接種においてワクチン接種農場に次に掲げる豚等がいる場合は、ワクチンの接種対象から除くことができる。

(1) と畜場法に基づく厚生労働省の指導（「と畜場法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（昭和47年6月20日付け環乳第52号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知）に基づき、ワクチン接種日から20日以内にと畜場へ出荷する予定となっている豚等

(2) 哺乳豚

### 2 初回接種において接種除外の豚等が存在する農場の対応

初回接種において接種の対象外の豚等が存在する農場については、1の(1)の豚等については出荷が終了するまでの間、1の(2)の豚等についてはワクチンの接種が終了するまでの間、それぞれワクチン非接種農場で野生いのししの陽性事例が確認された場合と同様に、別紙3「豚コレラ対策における野生いのしし対策マニュアル」に基づく報告徴求等の措置を継続する。

## 第15 ワクチン接種時の豚の健康状態の確認等

(1) 家畜防疫員は、ワクチン接種時に接種対象となる豚の健康状態を確認し実施する。

(2) 家畜防疫員は、ワクチン接種農場に対し、当該農場に立入った家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両等の畜産関係車両に対し消毒を徹底するよう指導する。

## 第16 ワクチン等の管理

都道府県は、ワクチンについては適切に保管するとともに、数量の管理及び記録を行う。また、接種時に用いた注射針やシリンジ等の資材及びワクチンのビン接種後全て回収し、家畜保健衛生所に持ち帰り消毒、焼却等により適切に処理を行う。開封済みワクチン等にあっては、消毒、焼却等により適切に処理を行う。

## 第17 豚等の導入時の取扱い

接種農場において、非接種農場の豚を導入した場合は、導入後直ちにワクチンを接種するとともに、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

## 第18 接種区域内の豚の移動

接種区域内において、他の農場への飼養豚を移動させる場合は、出荷前日に出荷予定豚の臨床症状を確認するとともに、移動先の農場では、可能な限り、その他の豚等と隔離し、健康状態を観察する。

## 第 19 接種区域外への豚の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具等の移動

1 接種区域外への焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具等の接種区域外への焼却施設その他必要な施設への移動に当たっては、以下の事項に留意し行うものとし、接種農場が所在する都道府県は、これらの措置が講じられることを確認した上で、移動を認めることとする。また、当該措置が講じられていることを定期的に確認する

(1) 豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具等の焼却、埋却、化製処理又は消毒のための移動

- ① 豚等の死体については、豚コレラの疑いがないもの限り移動を可能とし、豚コレラを疑う症状を示した豚を確認した場合には、速やかに都道府県に連絡する。
- ② 移動前に、当該農場の豚等に異状がないか確認する。
- ③ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 接種区域外の通行は、原則として、他の農場の付近の通行を避ける。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ マニフェストについて、確実に保管する。

(2) 接種区域外の焼却施設その他必要な施設においては、これを行う施設において、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両による処理対象物品の搬入の動線と、焼却等処理後の製品の搬出の動線が交差しないように設定することとし、これが困難な場合には、搬出車両の消毒の徹底を行うこととする。
- ② 処理対象物品の置場を焼却等処理後の製品の置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

2 なお、堆肥の完熟処理等により 60℃、30 分以上の加熱処理等が行われた排せつ物は、当該農場における交差汚染防止措置の実施が確認されることを条件に、当該農場から接種区域外への持ち出しを行うことができる。

## 第 20 接種農場の免疫付与状況等確認検査

1 接種農場の検査の実施及び実施体制

都道府県は、全てのワクチン接種農場の免疫付与状況を確認するため、ワクチン接種後 4 週間以上経過した個体を対象に、原則として、初回接種後概ね 4 週間

以上を経過した後、その後は6か月毎に抗体検査（エライザ検査）を実施する。

また、野外ウイルスの侵入状況を確認するため、当該農場において飼養豚に豚コレラを疑う異状が確認された場合は、遺伝子検査（PCR検査）を実施する。

## 2 検体数等

家畜防疫員は、臨床検査により飼養されている豚等の健康状態を確認するとともに、少なくとも30頭（原則として、各豚舎から5頭以上。）を無作為に抽出し、血液・血清を採取する。

## 3 ワクチンによる免疫付与が十分でない豚が確認された場合の取扱い

都道府県は、1の検査により、ワクチンの免疫付与が十分ではない豚が認められた場合、当該豚にワクチン接種を行うとともに、肥育豚であれば当該豚の同腹豚にワクチンの追加接種を行うものとする。

## 4 報告

都道府県は、当該検査を実施した場合は検査結果について、別記様式2により動物衛生課に報告する。

## 第21 ワクチン接種豚のと畜場又は他の農場への出荷の際の確認等

1 接種農場の豚等をと畜場へ出荷する場合又は接種区域内の他の農場へ移動させる場合は、管理獣医師や所有者（管理者を含む。）による臨床症状の確認を行い、飼養豚に豚コレラを疑う異状が確認された場合には、体温測定を行った上、速やかに都道府県に連絡を行う。連絡を受けた都道府県は、当該農場へ立入検査を行い、当該豚等の臨床検査、体温測定を行うとともに、必要な材料を採取し、以下の検査を実施する。実施する検査

(1) 血液検査（白血球数測定）

(2) 遺伝子検査（PCR検査）

2 豚等の移動時には、原則として次の措置を講じる。

(1) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

(2) 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

(3) 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。

(4) 他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

(5) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

(6) 移動経過を記録し、保管する。

## 第22 と畜場における交差汚染防止対策の実施

防疫指針第3-3の7により、接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場は、以下に留意し交差汚染防止対策を実施すること。また、当該と畜場が所在する都道府県はと畜場で講じている措置を確認の上、当該と畜場を利用する車両の運転手その他の関係者にも同様に周知の徹底を図ること。

また、交差汚染防止対策が講じられていることの確認は、ワクチン接種プログラムが少なくとも半年ごとに更新されることを踏まえ、少なくとも半年に1回は、都道府県が確認することとし、当該確認に関する記録を保管する。さらに、出荷元となる農場の所在する都道府県から当該と畜場の交差汚染防止対策が講じられている確認の要請があった場合には、記録に基づき日時、確認者等の確認の実施に関する内容について、書面等により回答する。

#### 1 車両消毒設備の整備

と畜場の出入口及び消毒を実施する場所には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等が整備されており、各車両の消毒が徹底されていることを確認すること。

#### 2 生体受け入れ施設の区別

生体受け入れ施設は施設内の他の場所と明確に区別され、生体の搬入場所の清掃・消毒は、生体の搬入前後に必ず実施すること。

#### 3 定期的な清掃・消毒の実施

(1) 原則として、ワクチン接種農場から搬入する車両が、ワクチン非接種農場から搬入する車両と動線が交差しないこと。また、牛など他の家畜も含む荷下ろし等の作業において、作業員が原因となった車両の交差汚染が生じないように、作業員の動線についても注意すること。なお、施設の構造等によりやむを得ず、荷下ろし等の作業において交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、車両及び作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒することとし、その対策について、5に掲げる衛生管理マニュアルに記載すること。

(2) 接種豚を搬入した車両の敷料等の積載物は、消石灰と混合する等消毒も行う又は可能な限り非接種農場のものと区別する等他の車両等の汚染源とならないよう適切に処理・管理し、積載物を下ろした後は荷台を含め車両全体を洗浄・消毒し、当該消毒を実施する場所についても、適宜、洗浄・消毒すること。

#### 4 車両の出入り時の消毒の徹底

と畜場内へ入場するワクチン接種農場から搬入する車両はもとより、ワクチン非接種農場から搬入する車両や肉等を搬出する車両等を含めたすべての車両について、入場時、交差汚染の可能性がある場所での作業終了後の車両の消毒を徹底すること。また、と畜場からの退出時の消毒の徹底を図ること。

## 5 衛生管理マニュアルの策定及び適切な実施

衛生管理マニュアルは、1から4の管理が適切に行われることについて定められており、従業員が当該マニュアルに従って作業し、交差汚染防止が講じられているかについて、と畜場の管理者等が確認と記録を行うこと。

## 6 その他

- (1) 車両の運転手がと畜場内において作業する場合には、農場で使用する長靴の使用を避け、専用の長靴を使用すること。また、作業後、直ちに長靴等を洗浄・消毒し、と畜場外では使用しないよう指導すること。
- (2) 接種区域からの豚の受け入れ専用日時を設定することが有効であることから、専用日時の設定について可能な限り調整を図ること。

## 第23 ワクチン接種農場で豚コレラが発生した場合の制限区域の設定について

ワクチン接種地域において、患畜又は疑似患畜が確認された場合は、制限区域は設定しない。ただし、第9で設定する制限区域の範囲内にワクチン非接種地域が含まれた場合には、当該非接種地域に対して設定する。

## 第24 ワクチン接種実績の報告

都道府県知事は、法第12条の2に基づき農林水産省にワクチン接種の実施状況を報告するとともに、都道府県は、以下の内容については、月毎にとりまとめ、別記様式3により翌月5日までに農林水産省動物衛生課宛て報告する。なお、必要に応じ、動物衛生課は追加の報告を求める場合がある。

- 1 県内のワクチンの数量（県による購入数量、使用数量、接種数量、廃棄量）
- 2 ワクチン接種農場の戸数

## 第25 異常豚の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課から、動物衛生課への報告は、別記様式4による。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

## 第26 家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等
- 2 臨床検査用器材：体温計、保定用具（ワイヤー、ロープ等）、白布（消毒薬に浸し、その上に3の器材を置くために用いる。）、鎮静剤、懐中電灯等
- 3 病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具、採血器具（採血針、採血管、採血ホルダー等））、アルコール綿、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料

輸送箱、カラスプレー、ビニールシート等

- 4 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等
- 5 消毒用器材：バケツ、消毒薬、消毒噴霧器等
- 6 その他：ガムテープ、ビニールテープ、カッター、ハサミ、ビニール袋、着替え、食料品等

## 第27 都道府県が行う指導に関する事項

### 1 豚等の所有者から届出があった場合

- (1) 豚等以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 当該農場の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
- (3) 農場の出入口を原則1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (4) 農場外に物を搬出しないこと。豚等の所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (5) 豚コレラ又はアフリカ豚コレラを疑う症状が確認された豚等（以下「異常豚」という。）及び当該異常豚の精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の豚等と接触することがないようにすること。

### 2 獣医師から届出があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、1の(1)から(5)までの豚コレラウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 豚コレラと判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、豚等の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

### 3 家畜市場から届出があった場合

- (1) 豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。

- (3) 従業員等（異常豚の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下（4）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び（1）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常豚が豚コレラの患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の（1）から（5）までの助言及び指導を行うこと。
- (6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (7) 異常豚が搬入された日以降に家畜市場から移動した豚等の移動先を特定すること。
- (8) 豚コレラと判明した場合には、市場入場者は、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

#### 4 と畜場から届出があった場合

- (1) 異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入場する関係者に情報提供すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。
- (3) 従業員等（異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下（4）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等及び（1）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の（1）から（5）までの指導を行うこと。
- (6) 異常豚の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指

導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

- (7) 豚コレラと判明した場合には、と畜場入場者は、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、豚等の飼養施設（当該農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

## 第28 死亡の理由が豚コレラ以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

豚等の死亡理由が、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等の豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、一定期間（概ね一週間程度）は、死亡豚の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常豚が確認された場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

## 第29 抗原検査に供する検体の採材

防疫指針第4の3の(1)の②の検体のうち抗原検査に供する採材については、病原体の拡散を防止するため、可能な限り家畜保健衛生所で実施することが望ましいが、豚等の運搬が困難であり、又は多数の検体を採材する場合には、次に掲げる事項に留意の上、農場内で採材する。

- 1 採材する場所については、万一体液等が飛散した場合も考慮して、異常豚が飼養されている畜舎以外の畜舎から十分離れている等感染を防止できる場所を選択すること。
- 2 病性鑑定前に、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。
- 3 ビニールシートの上に消毒液を浸した布等を敷き、その上に豚等の死体を置くこと。
- 4 採材時には検体の取違えを防止するために、個体ごとに検査記録を付けること。
- 5 採材に際しては、カラス、キツネ等の野生動物が検体を捕食等しないよう、テント等遮蔽物を設置するなど、それらが近づかないための措置を講じること。また、検体の残余を放置しないこと。
- 6 採材後、豚等の死体をビニールシートで包み、消毒液を散布又は浸漬できるポリバケツ等の容器に入れ、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。

## 第30 異常豚飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式5により動物衛生課宛てに報告する。

## 第31 陽性判定時に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定時に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現

地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、テントの設営場所、資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定時に備えた準備として講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、速やかに動物衛生課にファックス又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

### 第 32 病性鑑定

家畜保健衛生所における病性鑑定の実施に当たっては、別紙 1「豚コレラの診断マニュアル」を参考とする。

### 第 33 検体の送付

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に検体を送付する際には、規則第 56 条の 25 の規定に基づき、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬し、必ず病性鑑定依頼書（別記様式 6）を添付すること。

### 第 34 野生いのししで豚コレラ感染が確認された場合の対応について

都道府県は、動物衛生課と協議の上、次の措置を速やかに実施する。

- 1 当該野生いのししを確保した地点の消毒の徹底及び必要に応じた通行の制限・遮断
- 2 当該地点から半径 10km 以内の区域（以下「周辺区域」という。）に所在する豚等の飼養場所への立入り及び飼養されている豚等の異状の有無の確認（必要に応じた病性鑑定）
- 3 1 の消毒終了後少なくとも 28 日間、周辺区域で飼養されている豚等の所有者に対する豚等の死亡状況等の報告徴求及び感染の拡大状況等を踏まえた移動制限
- 4 野生いのししと豚等の接触が想定される周辺区域における接触防止のための畜舎出入口の防護柵の設置、豚等の飼養場所における飼料等について、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること等の当該区域で豚等を飼養する者に対する指導
- 5 1 の消毒終了後少なくとも 28 日間、当該野生いのししを確保した地点の周辺区域及び県内の養豚場周辺において、ウイルスの浸潤状況調査を実施
- 6 野生生物担当部局に対し、1 の消毒終了後少なくとも 28 日間、周辺区域における野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者への協力要請を依頼

ただし、感染の拡大状況によっては、各種措置の実施期間の「少なくとも 28 日

間」については「当面継続」とする。

### 第 35 アフリカ豚コレラの診断のための動物衛生課との協議

アフリカ豚コレラの診断のための検体の送付する場合は、以下の点について確認した上で、動物衛生課と協議する。ただし、本病はウイルス株の病原性の違いによって、甚急性型から慢性型まで多様な病態を示す可能性があるため、協議にあたっては、動物衛生課が下記 1 及び 2 以外の疫学情報を確認する場合がある。

- 1 家畜防疫員による臨床検査及び所有者に対する聞き取りにより、豚等に発熱、現気象室、食欲不振などが見られ、これが豚等の群内で広がっているかどうか。また、複数頭で死亡が確認されているかどうか。
- 2 家畜防疫員が解剖検査で、アフリカ豚コレラの特徴的所見である脾臓の腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血が認められるかどうか。
- 3 血液所見で凝固不良が認められるかどうか。

### 第 36 アフリカ豚コレラの診断のための検体の保存方法と輸送方法

アフリカ豚コレラの診断のための検体の保存方法と輸送方法については、規則第 56 条の 25 の規定に基づき、以下のとおり、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。その際、病性鑑定依頼書（別記様式 6）を必ず添付すること。

#### 1 臓器材料が得られる場合の保存方法

- (1) 材料：扁桃、脾臓、腎臓
- (2) 材料の保存：スクリューキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上で冷蔵保存する。

#### 2 血液が得られる場合の保存方法

- (1) 材料：血清、抗凝固剤加血液
- (2) 材料の保存：材料血清は、セラムチューブ等の密栓できる容器に入れる。抗凝固剤加血液は、抗凝固剤が添加されている真空採血管で採血する。これらの外側を消毒し、ビニール袋に入れて汚染（漏出）防止措置をとった上で冷蔵保存する。

#### 3 検体の輸送方法

動物衛生研究部門への送付に当たっては、事前に連絡の上、最も早く確実な運搬方法により、冷蔵で直接持ち込む。また、検体には必ず病性鑑定依頼書を添付する。

### 第 37 病性等判定日を起算点とする日数の数え方

病性等判定日当日は、不算入とする。

### 第 38 ワクチン株が確認された豚等の病性判定について

防疫指針第 4 の (5) の 1 に掲げる抗原検査を実施した豚が陽性となった場合であっても、遺伝子解析や疫学調査等により、ワクチン株であることが明らかな場合は、当該豚は患畜又は疑似患畜と判定しない。

### 第 39 野生いのしし対策に係る関係者への連絡

第 5 の 2 により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）及び発生農場から半径 10km 以内の区域をその区域に含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の野生生物担当部局等の関係部局、猟友会等の関係団体に連絡する。なお、野生いのししから豚コレラウイルスが検出された場合又は豚コレラウイルスに対する抗体が検出された場合も同様に、関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

### 第 40 都道府県対策本部

#### 1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2 の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置すること。

#### 2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し防疫の円滑な推進を図ること。

- ・ 総務班：国の防疫方針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整も含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・ 情報班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常豚の届出に対する立入検査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。
- ・ 防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫

要員の動員並びに関連業務の調整を行う。

- ・ 防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の検査等の対応を行う。
- ・ 評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための豚等や物品の評価等を行う。
- ・ 記録班：発症豚等の畜舎内の位置（場所）や頭数等の情報の記録、発症豚等の病変部位のステージの確認及び写真撮影、防疫措置の画像の撮影等を行う。
- ・ 疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家畜、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連豚等の特定のための調査を実施する。
- ・ 原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。また、野生動物における感染確認検査等の対応を行う。
- ・ 庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。
- ・ 保健班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局も含める。）との連携のもと、防疫措置従事者及び豚等の飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

#### 第41 報道機関への公表

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式7により行うこと。

#### 第42 報道機関への協力依頼について

都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供することにより、防疫指針第6の3の（5）の事項について協力を求めること。

#### 第43 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

- 1 豚コレラの発生が確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずること。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の豚等の飼養の有無を確認し、豚等を飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにすること。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。動物衛生課は、

各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。

- 4 都道府県は、農場規模、必要な人員、当該県での防疫対応の経験等を踏まえ、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 1 項の規定に基づく災害派遣要請を行うこと。

#### 第 44 発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。
- 2 家畜防疫員は、豚等の所有者に対し、豚コレラの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第 52 条の 3 の規定に基づき行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができないことについて、遺漏なく説明すること。
- 3 現地の総括責任者は、と殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けすること。
- 4 感染経路の究明のために行う検体の採材に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や、発生状況及び畜舎構造に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、1 豚舎当たり 10 頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

#### 第 45 防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒すること。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰宅（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫措置に従事した日から 7 日間は発生農場以外の豚等に接触しないこと。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を 3 日間まで短縮できるものとする。

- 6 都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局も含める。）と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

#### 第 46 と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式 8 により作成すること。

#### 第 47 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で 1,000 から 2,000 頭の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に応じた防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。

#### 第 48 汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第 7 の 3 の（1）の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

- 1 焼却のため汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点
- 2 家畜排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止措置を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点
- 3 スラリー、尿及び汚水については、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを 0.5% 添加し、攪拌後、30 分以上経過した時点

#### 第 49 と畜場等における発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第 7 の 1 から 4 までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討すること。

また、防疫指針第7の4に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。

このことから、必要に応じて、公衆衛生部局に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄をした上で、1回以上実施すること。

## 第50 豚等の評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった豚等の評価額の算定は、原則として、別紙2により行う。

## 第51 制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

1 法第52条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

- (1) 死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には、①死亡豚の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
- (2) 死産した子豚の頭数
- (3) 分娩した子豚の頭数
- (4) 農場から出荷した豚の頭数
- (5) 農場に導入した豚の頭数
- (6) 死亡豚の同居豚の臨床所見

2 豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても入出場の回数を最小限にすること。

3 全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。

4 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。

5 獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場

敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。

- 6 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。
- 7 野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあつては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。
- 8 野生生物担当部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

## 第 52 制限区域の解除に係る動物衛生課との協議

分離されたウイルスの性状、病原性等から、豚等が明確な臨床症状を示さない場合等においては、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、必要に応じて、清浄性確認検査の後、移動制限区域の解除前に検査を追加する。

## 第 53 と畜場へ出荷する農場の要件及び出荷のためのPCR検査、蛍光抗体法の検体数

- (1) 出荷計画及び搬入経路（原則、他の農場付近の通行を避け、他の畜産車両が利用しないルートを設定すること。）を家畜保健衛生所に提出すること。
- (2) 出荷前日、農場主等は、過去 1 週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態（食欲不振、元気消失、流死早産、肺炎、治療状況等）及び出荷前日の出荷豚の健康状態、体温測定すること。また、出荷日から遡って 3 日以内に出荷豚から 25 頭（25 頭に満たない場合は全頭）を抽出して PCR 検査を実施し、当該結果を家保に提出、出荷許可を得ること。なお、検査の実施にあたっては、別紙 1 「豚コレラの診断マニュアル」を参考する。
- (3) 出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い記録し、保管すること。異状がない場合は、出荷し、死亡、元気消失、うずくまり等、豚の異常があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受けること。
- (4) 農場に動力噴霧器を設置し、豚の積込み前後の荷台及び車両全体の消毒、運搬車両の入退場時の消毒を徹底すること。
- (5) 出荷豚を載せた車両は、移動制限区域内に設置された臨時消毒ポイントを通り、家畜防疫員による臨床検査及び車両の消毒状況の確認をうけること。

## 第 54 搬出制限区域内で飼養される家畜を出荷する際の協議事項

都道府県畜産主務課は、搬出制限区域内の農場の豚等を搬出制限区域外のと畜場に

出荷させる場合には、当該と畜場を所管する都道府県の公衆衛生部局及び当該と畜場に対し、出荷する前日までに出荷農場の情報（出荷者氏名、住所及び出荷頭数）を提供すること。

出荷直前の臨床検査を行う家畜防疫員は、出荷先のと畜場に対して、臨床検査を行った結果、異状が無かった旨を記載した検査証明書を発行し、出荷者に対して、出荷豚等をと畜場に搬入する際に、当該証明書を当該と畜場に提出するよう指示すること。

## 第 55 豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、豚コレラのまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、豚コレラが発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

## 第 56 車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

### 1 消毒ポイントによる消毒

#### (1) 消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

#### (2) 消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

### 2 消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

#### (1) 畜産関係車両

車両の消毒については、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。

#### (2) 一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。

その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

### 3 正確な情報提供・指導

発生県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生県車両の出入りが制限されるようなことがないよう、正確な情報提供・指導を行うこと。

## 第 57 疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他豚コレラウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、都道府県は、畜産関連業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項の規定に基づき実施する。報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。
  - (1) 死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には、①死亡豚の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
  - (2) 死産した子豚の頭数
  - (3) 分娩した子豚の頭数
  - (4) 農場から出荷した豚の頭数
  - (5) 農場に導入した豚の頭数
  - (6) 死亡豚の同居豚の臨床所見

## 第 57 疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他豚コレラウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。
- 2 このため、都道府県は、畜産関連業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課

に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。

- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項の規定に基づき実施する。報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、この他に必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

- (1) 死亡した豚の頭数、死亡豚がいる場合には、①死亡豚の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
- (2) 死産した子豚の頭数
- (3) 分娩した子豚の頭数
- (4) 農場から出荷した豚の頭数
- (5) 農場に導入した豚の頭数
- (6) 死亡豚の同居豚の臨床所見

## 第 58 疫学調査に関する実施項目

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者からの聴き取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

### 1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある豚等の飼養農場及び畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）

### 2 調査事項

- (1) 農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無など）
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向など
- (3) 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入などの車両や精液及び受精卵等の運搬物資の動き
- (4) 農場主、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
- (5) 放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
- (6) 野生いのししの分布、侵入及び接触機会の有無
- (7) 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策など
- (8) 農作業用機械の共有の有無
- (9) 発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

## 第 59 制限の対象外

## 1 と畜場出荷時検査：と畜場に肥育豚を直行する場合

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、と畜場へ飼養豚等を移動させることができる。

- (1) 農場主は、原則 1 か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。
- (2) 管理獣医師又は農場主は、原則として、出荷前の 1 週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定するとともに改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。
- (3) 家畜保健衛生所は、(2) の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。
- (4) (3) で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等豚コレラが否定できない場合があれば、農場に立入り・採材し、精密検査（血液検査、PCR 検査）を実施すること。また、必要に応じて、抗体検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動衛研に送付すること。
- (5) (3) で異状がなければ、農場主に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。
- (6) また、家畜保健衛生所は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

## 2 他農場への移動時の検査

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場へ飼養豚等を移動させることができる。

### 【他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合】

- (1) 農場主は、原則 1 か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。
- (2) 原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は受け入れ県に確実に連絡すること。
- (3) 原則として、移動豚全頭について PCR 検査で陰性が確認されていること。
- (4) 移動先の農場で、少なくとも 21 日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

### 【他農場へ精液及び受精卵を移動する場合】

保管する場合は、保管場所において、区分管理（※）が実施されていること。

原則として、県内の移動とするが、県外に移動する場合は、受け入れ県に確実に連絡すること。

- ① 精液：原則として、採精後、当該豚について特定症状の有無等を確認の上、PCR 検査を実施し陰性を確認すること。また、検査結果がでるまでは、供給しないこと。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている精液と

区分して管理すること。

ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液についてPCR検査を実施し、陰性を確認すること。

- ② 受精卵：原則として、採卵後、当該豚について特定症状の有無等を確認の上、PCR検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査結果がでるまでは、すでに区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

区分管理：汚染したあるいは、そのおそれのあるものとの交差がない管理方法のこと。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業で使用する道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用すること。

### 3 豚等の死体、排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設やその他必要な施設に豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

#### (1) 移動する際の措置

- ① 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
- ③ 積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
- ④ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。
- ⑤ 複数の農場を経由しないこと。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
- ⑦ 移動部を記録し、保管すること。

#### (2) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

- ① 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
- ② 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
- ③ 死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入り口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
- ④ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員

が可能な限り、消毒状況を確認すること。

## 第 60 疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

- 1 都道府県は、患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）日から少なくとも 28 日間経過した後に立入検査を行い、特定症状の有無等に異状について確認すること。
- 2 1 の立入検査時に飼養豚等について、次を確認すること。
  - (1) 血清抗体検査（エライザ法）を実施し、陰性であること
  - (2) 体温及び白血球数を測定し、体温が 40℃以上又は白血球数が 1 万個/ $\mu$ l 未満の個体について、PCR 検査を実施し、陰性であること
  - (3) (1) 及び (2) の検査対象とする飼養豚等の頭数は少なくとも 30 頭（95% の信頼度で 10% の感染を摘発できる頭数（30 頭に満たない場合は全頭。）ただし、各豚舎から少なくとも無作為に 5 頭）とするが、事前に動物衛生課と協議すること。

## 第 61 発生状況確認検査及び清浄性確認検査における血液検査、抗原検査及び血清抗体検査のための採材頭数及び検査方法

発生状況確認検査及び清浄性確認検査における各種検査のための農場ごとの採材頭数は、95% の信頼度で 10% の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも 30 頭（各豚舎から無作為に少なくとも 5 頭）とし、豚舎が複数ある場合は、全ての豚舎から採材すること。また、検査の実施に当たっては、別紙 1 「豚コレラ診断のマニュアル」を参考とする。なお、採材は、異常豚から行い、そのような豚等が認められない場合は、健康な豚等から無作為に採材する。

## 第 62 緊急ワクチン接種用ワクチン受領書及び使用報告書

都道府県は、緊急ワクチン接種用ワクチンを受領した場合には、別記様式 9 による受領書を発行すること。また、ワクチンの使用が終了した場合には、使用した旨を別記様式 10 により、農林水産省消費・安全局長に報告する。

## 第 63 緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等に関する事項

緊急ワクチン接種用ワクチンの取扱い等については、次のとおりとする。

- 1 ワクチンの接種は、法第 31 条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- 2 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。また、注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 3 未開梱のワクチンについては、動物衛生課と調整し返還する。また、開梱又は期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

- 4 同一の農場又は畜舎に飼養されている全ての豚等に接種する。接種に際しては少なくとも1畜房ごとに注射針を取り替え、また、防疫衣の交換又は消毒等により本病のまん延防止に留意する。
- 5 短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にはスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意し、その後、接種し、農場から移動する接種豚等から生まれた豚等については耳標等で確実に標識を付する。

#### 第64 豚等の再導入に際しての要件

農場が豚等を再導入する場合は、家畜防疫員は、当該農場に立ち入り、次に掲げる要件について確認する。

- 1 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
- 2 農場内の飼料、排せつ物等に含まれる豚コレラウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

#### 第65 ワクチン非接種区域における豚等の再導入について

ワクチン非接種区域の農場が豚等を再導入する際は、次のとおり対応する。

- 1 モニター豚は、原則として、1豚舎当たり30頭以上配置するよう指導する。この際、豚舎内で偏りがないよう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2 都道府県は、モニター豚を導入した日から14日後に、全ての豚舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及びPCR検査を実施する。  
なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、本病の発生として扱わない。また、検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を殺処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。
- 3 家畜防疫員は、モニター豚を導入した農場に対し、モニター豚の陰性を確認後、豚等を段階的に導入するよう指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する。
- 4 豚等の再導入にあたっては、都道府県は、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

#### 第66 ワクチン接種区域における豚等の再導入に関する事項

ワクチン接種区域の農場が豚等を再導入する際には、原則として、ワクチン接種豚を導入することとし、ワクチン非接種豚を導入する場合は、導入後、直ちにワクチンを接種することとする。

ただし、ワクチン接種豚では農場内の清浄性を確認できないため、次により環境検査を実施した後、豚等を導入する。

なお、家畜防疫員は、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて農場に指導するとともに、万が一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

## 1 環境検査の実施方法

### (1) 検査材料の採取場所

- ① 豚舎（豚房、床、餌槽、水槽、柵、換気扇、側溝等）
- ② たい肥舎
- ③ 飼料置き場、飼料
- ④ 死亡豚保管場所
- ⑤ 長靴、給餌用・糞出し用一輪車の車輪と取手、豚の豚舎間移動用のカゴ、糞出し用スコップ等の豚の飼養管理に必要な道具、ねずみ等の野生動物の糞等

### (2) 検体数

各豚舎 10 か所（陽性豚舎については、重点的に採材する必要があるため 50 か所）、その他（たい肥舎等）50 か所程度採材する。

### (3) 検査方法

- ① PBS で濡らしたガーゼ等で採材場所を拭き取り、PCR 検査を実施。
- ② 採材は、豚を導入する直前の状態にし、消石灰等の消毒薬が検体に入らないようにする。
- ③ 拭き取り後のガーゼ等は PBS 入り遠心管に懸濁し、PBS から PCR 用の遺伝子を抽出する。

(4) PCR 検査はプール検体で実施し、陽性となったプール検体は個別の PCR 検査で判定する。

あ (5) 個別の PCR 検査で陽性となった検体は、感染性の有無を確認するため、ウイルス分離を実施する。

## 2 環境検査で陽性になった場合の対応

環境検査においてウイルス分離が陽性となった場合は、陽性となった地点を中心に、農場内の消毒を実施する。また、消毒が完了した後、農場内の清浄性を確認するため、再度、環境検査を実施する。

## 第 67 野生動物における感染確認検査等に関する事項

都道府県は、次により、野生動物における感染確認検査等の対応を行う。

- 1 動物衛生課と協議の上、移動制限区域内において、野生いのししの死体及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生いのししについて、抗原検査又は血清抗体検査を実施するための検体を採材し、検査する。このため、都道府県の関係部局が連携し、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのし

しが捕獲された場合には、担当部局に連絡することについて猟友会等の関係者への協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生いのししからの検体の採材に協力するよう依頼する。

- 2 1の検査で、陽性が確認された場合には、次の措置を速やかに実施する。
  - (1) 当該野生いのししを確保した地点の消毒の徹底及び必要に応じた通行の制限・遮断
  - (2) 当該地点から半径10km以内の区域（以下「周辺区域」という。）に所在する豚等の飼養場所への立入り及び飼養されている豚等の異状の有無の確認（必要に応じた病性鑑定）
  - (3) (1)の消毒終了後少なくとも28日間、周辺区域で飼養されている豚等の所有者に対する豚等の死亡状況等の報告徴求及び感染拡大状況等を踏まえた移動制限
  - (4) 野生いのししと豚等の接触が想定される周辺区域における接触防止のための畜舎出入口の囲障の設置、豚等の飼養場所における飼料等を、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること等の、当該区域で豚等を飼養する者に対する指導
  - (5) (1)の消毒終了後少なくとも28日間、当該野生いのししを確保した地点の周辺区域において、1の浸潤状況調査を実施する。
  - (6) 野生生物担当部局に対し、(1)の消毒終了後少なくとも28日間、周辺区域における野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者への協力要請を依頼
- 3 2の措置は、豚等での感染が確認される前に、野生いのししの死体又は猟友会等の協力を得て捕獲した野生いのししの抗原検査又は血清抗体検査で陽性が確認された場合であっても、同様に実施するものとする。

別紙1 略

別紙2 略

別紙3 略

別記様式1～別記様式10 略